

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年6月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H30年6月の〇〇株主総会の資料及び伺い書類含む（全部）にぎわいづくり課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年7月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「株式会社〇〇の第25期定時株主総会出席に係る委任状について」、「第25期定時株主総会招集通知添付書類」、「(株)〇〇に係る株主総会について」、「第25期定時株主総会議事次第」及び「第25期報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年7月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年1月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

あるべき書類（県市職員等に関する書類報酬等）は公にすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

本件請求の内容は、審査請求人が処分庁に対し、平成30年6月に開催された(株)〇〇の株主総会の資料及び株主総会に係る伺い書類等を求めていると解される。

処分庁は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、当該公文書に取締役の主な職業、役員に支払った報酬等の額及び公認会計士の氏名等が記載され、これらの情報は特定の個人を識別できる情報であることが明らかであり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号により非公開とした。

また、法人代表者の印影、徳島県と阿南市以外の株主名等及び会計監査人の報酬の額は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、条例第8条第2号により非公開とした。

以上により、条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年1月4日	諮問
令和6年8月29日 第2部会(第14回)	審議
令和6年9月27日 第2部会(第15回)	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件公文書を特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当するとして、一部を非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は「縣市職員等に関する書類報酬等は公にすべきである」と述べていることから、以下、本件公文書のうち審査請求人が争っている非公開部分について、非公開情報に該当するか検討する。

2 条例の規定について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生

年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報と定めている。

(2) 条例第8条第1号ハについて

条例第8条第1号ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとして規定されている。

当該個人が公務員等である場合においての、公務員等とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

また、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号及び健康状態などの個人に関する情報や勤務態度、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号の対象となる情報には当たらないと解される。

3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

当審査会において本件公文書を確認したところ、非公開となっている公務員の情報は「生年月日」及び「経歴」であり、「経歴」については公務員等の職に就く以前の経歴であった。また、審査請求人が開示を主張している「報酬」については、公務員等に関係するものではなかった。

非公開とされている生年月日や公務員等の職に就く前の経歴については、公務員個人の私的な情報であって、その職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件非公開部分は条例第8条第1号ハに該当しない。

以上により、条例第8条第1号の規定に該当するとした実施機関の説明に不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長

谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	